

# 中小企業再生支援協議会について

平成19年3月  
中小企業庁経営支援課

# 中小企業再生支援協議会について

## 設置趣旨

多種多様、地域性が強い中小企業の再生を支援するため、各都道府県に一つの中小企業再生支援協議会を設置し、各協議会に企業再生の知識と経験を有する専門家(公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等)が常駐。中小企業の再生に係る相談などにきめ細やかに対応しつつ、地域の総力を結集し再生支援。

## 支援スキーム

### 窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを実施。

### 関係機関の紹介

関係機関(商工会議所、商工会、中小企業支援センター、政府系金融機関等)での対応が適当な場合は、適切な機関を紹介。

《再生計画を作成する必要がある場合》

### 再生計画策定支援

常駐専門家が中心となり、中小企業診断士等の外部専門家、関係金融機関等により個別支援チームを編成し、再生計画策定を支援。

## 実績

(H18.12.31現在)

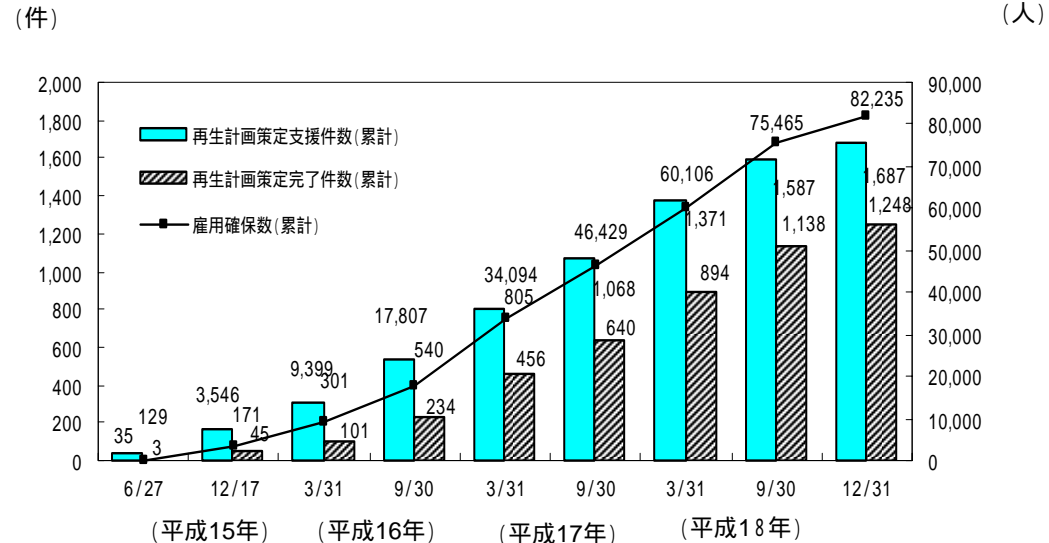
### 相談

**10,795企業**

### 再生計画策定

これまでに**1,248件**の再生計画策定支援が完了し、**82,235人**の雇用を確保。  
現在、**439件**の再生計画策定を支援中。  
計**1,687件**の再生計画策定を支援。

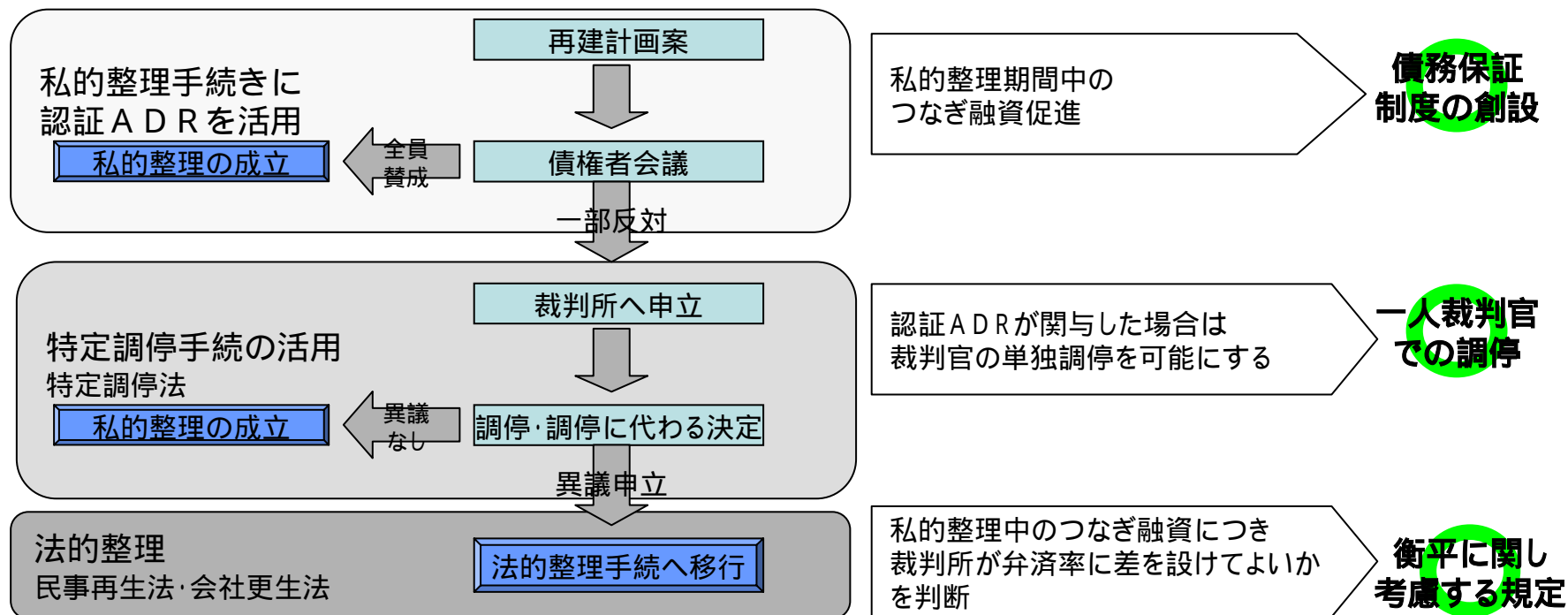
## 再生計画策定支援案件の推移と雇用確保の成果



# 今回の産活法の改正内容：地域における中小企業等の再生円滑化

私的整理から法的整理への連続性を高めるとともに、私的整理中の事業継続に不可欠なつなぎ融資への債務保証制度の創設など、事業再生手続を迅速化(下図)。  
中小企業再生支援協議会の専門家人材の充実、ノウハウ共有など、更なる活用。  
廃業経験のある事業者の再起業を支援するため、信用保険の填補率を引き上げ(8割 9割)。

## 早期事業再生のための新たな仕組み



# 中小企業再生支援協議会の機能強化

## 「全国組織」の設置

(再生支援協議会全国事務局(仮称))

平成19年度予算

### 基本機能

#### 協議会サポート

- ・全国組織常駐アドバイザーによる、各地再生支援協議会への助言、支援

#### ノウハウ等の共有

- ・支援業務マニュアルの作成(運用・基準の統一)
- ・支援実施データ、事例等ノウハウの蓄積・分析・共有
- ・窓口専門家に対する研修

#### 専門家の育成・活用

- ・外部専門家データベースの運用による専門家の全国的な活用(地方部の専門家不足の解消)
- ・再生支援人材育成セミナーの開催

#### 協議会のPR

- ・中小企業者、金融機関に対する協議会活動の周知
- ・関係機関とのネットワーク強化
- ・人材ネットワーク